

F S B（金融安定理事会）の二〇二二年の活動状況と二〇二三年の課題

佐志田 晶 夫

一、はじめに

世界金融危機後の規制改革が進展すると共にF S B（金融安定理事会）は、グローバルな金融システムの脆弱性のモニタリング強化、ノンバンク金融仲介の強靱性向上や気候関連金融リスクへの対処、暗号資産の規制などの課題に取り組んでいる。⁽¹⁾⁽²⁾ 新型コロナウイルス対応では基本原則を定め、⁽³⁾ 政策の協調と情報共有、国際的な金融規制の柔軟性活用に注力、二〇二二年以降は状況の改善に合わ

せた段階的な政策解除での協調に努めた。

新型コロナウイルスからの回復は徐々に進んできたが、昨年二月のロシアのウクライナ侵略がグローバルな市場に大きな変動を引き起こした。昨年三月に公表されたF S Bの年間計画では、金融安定の諸課題での国際的な協力と協調の支援に関して、ロシアとウクライナの紛争とその経済的な影響を背景に、F S Bはグローバルな金融安定への新しい及び発生しつつあるリスクを特定、評価及び対処するためフォワードルッキングなモニタリングを強化⁴とされた。本稿では、昨年の年次

報告書や一二月の本会合のプレスリリースなどに基づき、F S Bの昨年の活動と今年の取組みを概観したい。⁽⁴⁾

二、グローバルな金融安定の見通し

F S Bの年次報告書では、グローバルな金融安定に関して注意すべき経済・金融状況と脆弱性要因を整理し構造的な変化がもたらす脆弱性を検討している。

(1) 金融安定への懸念材料と脆弱性要因レバレッジ、流動性、債務、サイバー攻撃

二〇二二年に主要な中央銀行は、高インフレに対応して継続的に政策金利を引き上げ、金融情勢はタイト化が進んだ。成長が鈍化する中で地政学

的な緊張が続き、商品市場の変動は大きく、スタグフレーションのリスクがある。F S Bはグローバルな金融システムの脆弱要因としてレバレッジ、流動性、非金融部門の債務、サイバー事象を指摘している。

デリバティブ取引などによる過度のレバレッジは、大幅な価格変動をきっかけとした強制的な資産売却を招いて価格変動を増幅させかねず、また、商品市場や英国の国債市場でみられたような流動性逼迫の懸念がある。流動性需要での資金確保の動きが、M M Fや投資ファンドの解約急増とファンドの資産売却につながり、流動性ミスマッチを顕在化させる懸念もある。ファンドの売却が資産価格を下落させれば、他の投資家にも売却を促す。売却圧力がディーラーや仲介業者の能力を上回れば、市場は非流動的で無秩序な状態になりかねない。金融市場の相互関連性により、市場の

一部での緊張が様々な市場に波及する可能性もある。

債務については、F S Bメンバーの非金融部門（国家、非金融法人と家計）の債務残高は、世界金融危機後に約九〇兆ドル増加し、債務の対GDP比率は歴史的な高水準近くである。一部の国では家計の債務増に住宅用不動産価値の高さが伴い、金融情勢のタイト化で住宅用不動産価格が圧迫されれば脆弱性が顕在化する可能性がある。

民間非金融法人では、高水準の債務と金融情勢のタイト化、成長鈍化による実質所得下落が債務返済能力を制約しかねない。一方、政府債務の増加では、今までは債務返済圧力は抑えられているが、金融情勢タイト化と経済活動と税収の伸び鈍化で返済圧力が高まる可能性がある。非金融部門の返済負担は銀行資産の質を低下させ、信用損失につながりかねない。

新興市場経済の債務増加は対外債務の増加を招き、対外債務は外貨（主にドル）建てが多いため、ドル高のリスクがある。また、新興市場経済の資金調達ではノンバンク金融機関の役割が増大しており、グローバルな金融情勢の資本フローへの影響が高まりかねない。政府債務増加は財政政策の制約要因であり、また、銀行部門の国債保有増加は政府と銀行間の影響波及の懸念を高める。

サイバー事象では、主要な金融インフラやシステム上重要な金融機関、小規模な金融機関のグループ、多数の金融機関にサービスを提供する第三者へのサイバー攻撃が成功すれば、金融サービス提供が阻害され、信頼性への打撃になる。最近の銀行や金融市場インフラへのサイバー攻撃は対応が可能だったが、頻度や巧妙さが増している。

(2) 構造的変化がもたらす脆弱性／気候関連金融
リスク、暗号資産、デジタル化

構造的変化による脆弱性としては、極端な天候による損失が二〇二二年上半期に六五〇億ドルに達し、気候関連リスクが顕在化してきた。影響が非線形的に拡大する可能性に注意すべきである。

気候関連災害の件数増加は、物理的リスクの経路で金融機関に影響するだけでなく、低炭素経済への無秩序で急な移行の可能性も高める。なお、ウクライナへのロシアの侵略は、グローバルなエネルギー安全保障を脅かしネットゼロ移行をより複雑にしている。

暗号資産市場に関しては、伝統的な金融システムとの結びつきにより暗号資産の影響が広く波及するリスクが高まっている。二〇二二年に生じた暗号資産の急落はこの部門の脆弱性を浮き彫りにした。暗号資産のエコシステムは高度に相互関連

し、部門内の伝播は大きくかつ即時的である。今までは伝統的な金融システムとの結びつきが少なく、伝播は限定されていたが、今後、暗号資産の発行者やサービス提供者と中核的な金融市場や金融機関との結びつきが高まり、波及リスクが増加することを懸念すべきである。

金融サービスのデジタル化と新しい種類の金融サービス提供者の出現も脆弱性要因になりうる。新型コロナウイルス流行はリテール金融サービスのデジタル化を加速させ、ビッグテックや大手フィンテックが拡大した。技術革新はコストや摩擦を軽減しアクセスを広げるが、脆弱性をもたらすこともある。

規制の対象外なことやフィンテックなどのビジネスのやり方（幅広い顧客データを活用する能力など）に伴うリスクを規制が捉えていない懸念もある。少数のビッグテックやフィンテックへの依

存も金融安定に影響しかねないし、フィンテックなどとの競争が金融機関の収益性や資金調達に影響し、強靭性を低下させかねない。伝統的な金融機関がビジネスモデル変化の必要性に迫られ、過度なリスクテイクをする可能性や情報技術の利用が高まってITリスクへのオペレーションナルな脆弱性やサイバーの脅威が増大する懸念もある。

三、二〇二二年の活動の 重点分野と新たな取組み

二〇二二年にF S Bは、①金融安定政策による対応での協調、②ノンバンク金融仲介（N B F I）の強靭性向上、③C C Pの強靭性と再建・破綻処理の強化、④金融分野での技術革新がもたらす課題への対応、⑤気候関連金融リスクへの対応、⑥クロスボーダー決済の改善、などに取り組み

んできた（各分野の報告書は図表1参照）。

(1) 金融安定政策による対応での協調

新型コロナウイルスとロシアのウクライナ侵略の影響を受けてF S Bは、国際的な協力と協調への支援を続けた。新型コロナウイルスの影響からの回復度合いは、循環的要因や構造的要因と公衆衛生政策の違いで異なるが、資本、労働力及び生産性への傷跡化する効果（ショックの長期的な効果）は、将来の成長に打撃となりかねない。また、対外資金調達の条件が大きく変動した新興市場経済諸国では政策対応力が限られる。不均等な回復はネガティブな影響波及のリスクを高める。インフレと金融政策タイト化の中での対応が重要である。

(2) ノンバンク金融仲介（N B F I）の強靭性向上

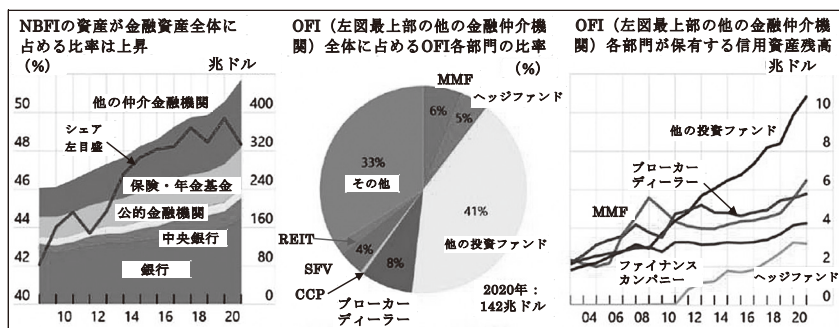
グローバルな金融資産に占めるノンバンク金融

図表1 2022年のFSBの主要な報告書

2月	「暗号資産の金融安定に対するリスクの評価」 「非金融法人の過剰債務問題へのアプローチ：ディスカッションペーパー」
3月	「CCPの破綻処理財源に関する報告書」 「新型コロナウイルス感染症の世界的大流行のもとでのフィンテックと市場構造：金融安定に対するインプリケーション」 金融安定理事会「2022年の作業計画」
4月	「LIBORからの円滑な移行対応を歓迎するステートメント」 「米ドル資金調達と新興市場経済（EME）の脆弱性」 「気候関連リスクに対する規制・監督手法：中間報告書」
5月	「法廷外での企業債務整理についてのテーマレビュー」
6月	「G20データギャップイニシアティブ第2フェーズ：進捗状況、得られた教訓、今後の進め方」
7月	「暗号資産関連の活動に対する国際的な規制・監督に関するステートメント」 「金融セクターにおける公平な回復を支援するための出口戦略及び新型コロナウイルス感染症の傷跡化する効果への対処：中間報告書」 「気候変動に伴う金融リスクに対処するためのFSBロードマップ：2022年進捗報告書」
10月	「クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ：次の局面に向けた優先取組分野」及び「クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ：2022年統合進捗報告書」 「『グローバル・ステーブルコイン』の規制・監督・監視に関するFSBのハイレベルな勧告の見直し：市中協議文書」 「暗号資産関連の活動・市場に関する規制・監督・監視：市中協議文書」 「暗号資産関連の活動に関する国際的な規制：FSBが提案する枠組み」 金融安定理事会による「気候関連リスクに対する規制・監督手法：最終報告書」及び「気候関連開示に関するFSB進捗報告書」 「サイバーインシデント報告の更なる収斂の達成：市中協議文書」 「コア国債市場における流動性に関する報告書」
11月	「店頭デリバティブ市場改革に関する報告書」 「ノンバンク金融仲介（NBFI）の強靱性向上：進捗報告書」 「新型コロナウイルス感染症拡大に伴う金融面での政策対応：金融セクターにおける公平な回復の支援と傷跡化する効果への対処：最終報告書」 「各法域における気候シナリオ分析：初期段階の知見と教訓」 「グローバルな金融安定の促進：FSB年次報告書」 「クロスボーダー送金の目標達成に向けた実装方法の策定：最終報告書」 「グローバルなシステム上重要な銀行（G-SIB）の2022年リスト」
12月	「2022年破綻処理改革の実施に関する報告書」 「オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチに関するFSB提言の有効性の評価」 「LIBORおよびその他の金利指標の移行上の課題に関する進捗報告書：LIBOR移行の最終ラインへの到達と将来のための頑健な金利指標の確保」 「NBFIについての年次モニタリングレポート2022」

〔出所〕 FSB及び金融庁のHPより作成。

図表2 NBFIの実体経済への重要性が増大してきた



〔出所〕 FSB “Enhancing the Resilience of Non-Bank Financial Intermediation: Progress report”, November 2022, Graph1より

仲介の比率はほぼ半分までに高まり、多様化している（図表2）。その影響で金融システムの強靱性には資金流動性と市場流動性が重要になってきた。NBFIに関するFSBの作業プログラムは、二〇二〇年三月の市場混乱の教訓を踏まえたもので、ショックを増幅させる特定の要因の検証と対応、NBFIのシステムミックリスクの理解とモニタリングの強化、リスクに対応する政策措置の評価を目指している。

FSBは、MMFの強靱性向上を目指す分析と政策措置、オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチリスクの評価と対応を行う。また、証拠金実務の透明性、予測可能性とボラティリティ及び証拠金請求に対する市場参加者の備えを分析し、債券市場の強靱性と流動性を左右する要因を検証する。加えて新興市場経済のドル資金調達と対外的な脆弱性及びNBFI経由の資金調達との

相互作用の評価と対処にも取り組んできた。⁽⁵⁾

FSBは二〇二一年にNBFIの各分野で流動性の不均衡の蓄積とそれを増幅させた要因を評価し、二〇二二年にはストレス時の流動性不均衡に影響したノンバンクの活動と種類を特定した。NBFIのシステミックリスクに対処するには、流動性需要急増の削減、ストレス時の流動性供給の強靱性向上、当局と市場参加者によるリスクのモニタリングと備えの強化が必要である。新しい政策手段の策定よりも既存の手段を金融安定目的で活用することに重点を置く。今後は、FSBの「資産運用業の活動から生じる構造的な脆弱性に対応する政策提言」など流動性ミスマッチに関する従来の提言の見直しも行う。

(3) CCP(清算機関)の強靱性、再建及び破綻処理可能性を高める

世界金融危機後の規制改革はCCPの利用を促し、結果としてそのシステミックな重要性を高めた。CCPの実効的な破綻処理枠組みや破綻処理に適切な資源の確保が引き続き重要な課題あり、CCPの強靱性と破綻処理可能性を向上させるためにさらなる作業が必要である。

FSBはCCPの破綻処理の資源を比較し、代替的な財源と手段のコストと利得を検討した。検討対象となった財源には、ベイルイン債、破綻処理ファンド、破綻処理に特定した保険、契約に基づく第三者の支援などがある。FSBはCPMI(BIS決済・市場インフラ委員会)、IOSCO(証券監督者国際機構)と協働で分析作業を行い、二〇二二年三月に報告書を公表している。二〇二三年には政策の選択肢に関する市中協議を行

う計画である。

(4) 技術革新による課題への対応

デジタル化の進展で関連のサービスを提供する第三者への依存が高まり、また、地政学的な緊張はサイバーの脅威を増大させ、その頻度と巧妙さが増している。金融システムの相互関連性により一つの金融機関（あるいはサービス提供第三者）で起きたサイバー事象が、幅広く波及する可能性がある。サイバー事象では適時かつ正確な情報認識が、効果的な対応と回復及び金融安定に極めて重要である。F S BはG 20の求めに応じて、サイバー事象に関する報告をより収斂させるための市中協議文書を二〇二二年一〇月に公表し、サイバー事象に関する共通の報告形式の開発を提案している。

暗号資産と市場は、リスクに見合った効果的な

規制・監督の対象にするべきである。最近の暗号資産市場の混乱は、本質的な変動性と構造的な脆弱性及び伝統的な金融システムとの潜在的な相互関連性をはっきりさせた。F S Bは七月に「暗号資産関連の活動に対する国際的な規制・監督に関するステートメント」を公表、一〇月には整合性のある規制に向けて「暗号資産関連の活動・市場に関する規制・監督・監視」と「グローバルスタンダードコイン（G S C）の規制・監督・監視に関するF S Bのハイレベルな勧告の見直し」の市中協議文書を公表した。

「活動と市場に関する規制・監督・監視」の提言は、暗号資産の活動と市場に対する規制・監督上のアプローチが包括的で国際的に整合的になることを促し、①規制の権限と手段、②全般的な規制枠組み、③クロスボーダーの協力、協調と情報共有、④ガバナンス、⑤リスク管理、⑥データの

収集、記録と報告、⑦情報開示、⑧相互関連と相互依存から生じる金融安定リスク、⑨複数の機能を持つ暗号資産サービス提供者の包括的規制の九項目で構成される。この提言は、金融安定にリスクをもたらしかねない全ての暗号資産の活動と発行者、サービス提供者（トレーディングプラットフォームなどの仲介者を含む）に適用すべきである。

「GSCの規制・監督・監視に関するFSBのハイレベルな勧告の見直し」では、GSCとなりうるステープルコインの適切な規制を各国当局が準備すべきだとしている。規制には責任の所在を明確にするガバナンス強化の指針や単一の法定通貨を参照するGSCの引出し権限明確化、効果的な安定化メカニズムの維持などが含まれる。なお、「見直し」は、アルゴリズムと裁定活動への依存は安定化メカニズムとして効果的でないこと

を明確にし、多くの既存のステープルコインがハイレベルな勧告に適合しないとしている。

(5) 気候変動がもたらす金融リスクへの対処

FSBは、グローバルに一貫し比較可能な気候関連の企業開示の促進に引き続き注力している。

二〇二一年に設立された国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）による気候関連の開示の開草案の公表が重要な節目であり、これは、二〇二三年前半に最終化される見込みである。ISSBによる基準は各国の枠組み相互運用が可能なグローバルに共通な基準の確立を目指し、気候関連開示アプローチの分断化や開示に不必要なコストがかかることを回避するのに役立つ。

また、FSBは気候変動によるリスクを監視、監督及び削減するアプローチの開発で各国当局を支援し、「気候関連リスクに対する規制・監督手

法・最終報告書」を一〇月に公表した。同報告書は各国のアプローチを概観し、規制・監督上の報告とデータ収集の加速化、システムワイドな監督・規制アプローチと気候関連金融リスクに対処する手段、その他のマクロプルデンシャルな政策と手段へのハイレベルな提言を提供している。

気候関連金融リスク対応では他の分野でも前進がみられた。気候変動に伴う脆弱性についての分析作業は、現状で利用可能なデータと手段を用いた継続的な監視、概念枠組みの開発、シナリオ分析のいつそうの開発と利用という三つの線に沿って進められている。気候シナリオ分析の構築と利用の経験が、気候関連金融リスクのモニタリングに役立つ。

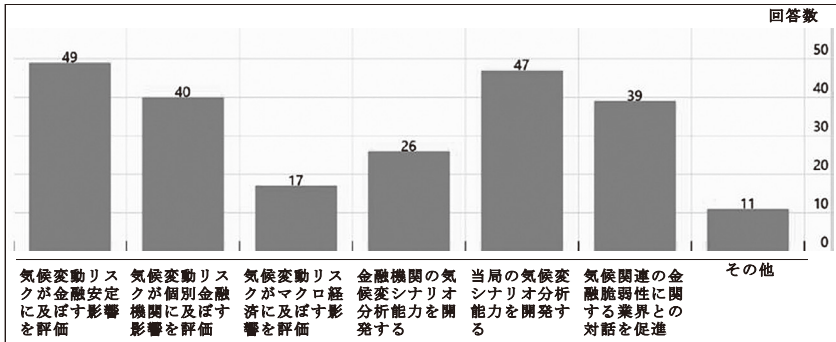
F S BはN G F Sと共に各国の気候シナリオ分析の実施状況を調査し「各法域における気候シナリオ分析…初期段階の知見と教訓」を公表した。

シナリオ分析の完了が三五、実施中一九、準備中一二であり、実施する当局が増えている。多くの回答者がシナリオ分析には一つ以上の目的があるとし、シナリオ分析への認識向上や能力の開発を目指すものも多かった（図表3）。

(6) クロスボーダー送金の改善

G 20は二〇二〇年にクロスボーダー送金の改善を優先分野と位置付けた。安全性とセキュリティを保ち、より迅速、安価、透明性があつて包括的なクロスボーダー送金サービスには広くグローバルな便益がある。データ基準の分断化や相互運用性の欠如、A M L／C F T対応とデータ保護を含むコンプライアンス要件達成の複雑さ、時差による運営時間の相違、時代遅れな技術プラットフォームなど、既存プロセスの摩擦への対処が必要である。

図表3 気候変動シナリオ分析の主な目的



〔出所〕 FSB, NGFS “Climate Scenario Analysis by Jurisdictions: Initial findings and lessons”, Nov 2022 Graph 2より

FSBはCPMIなどと協働しクロスボーダー送金改善のためのロードマップを策定して分析を重ね、二〇二七年を期日とした定量的な目標の設定などの作業を進めてきた。二〇二二年には作業は大きな変曲点に達し、改善の実現に向けてFSBは、①決済システムの相互運用性と拡張、②法律・規制及び監督枠組み、③クロスボーダーのデータ交換とメッセージの基準、という三つのテーマに今後の作業の焦点を合わせる。

クロスボーダー送金の改善を進めるには、システム、プロセス及び技術への投資が必要であり、FSBは公的当局と民間部門のコミットメントと協働の促進に注力する。G20以外の幅広い当局の関与や各国へのテクニカルアシスタンスも課題の解決のために重要である。

四、F S Bの二〇二二年の課題

F S Bのプレスリリースによれば、昨年一二月の本会合では暗号資産とDeFi（分散型金融）、気候関連金融リスクに関する作業状況を検討した。

金融安定の見通しでは、債券及び為替市場の変動とレバレッジについて指摘があり、L D I投資ファンドから生じた問題も踏まえてN B F Iのレバレッジによる脆弱性の議論が行われた。

二〇二三年の主要な課題は、①金融安定の問題のモニタリングと分析の強化、②N B F I部門の強靱性の向上、③暗号資産の市場と活動のグローバルな規制・監督枠組みに関する作業を進める、④クロスボーダー送金強化、⑤サイバー及びオペレーショナルな強靱性の強化、⑥C C Pの強靱性、回復と破綻処理可能性を高める、⑦気候関連

金融リスクへの対応、とされた。本稿では暗号資産の規制監督枠組み、N B F Iの強靱性向上、気候関連金融リスクへの対応に関するF S Bの二〇二三年の作業予定を紹介する。⁶⁾

(1) 暗号資産の規制・監督・監視枠組み

F S Bの本会合ではF T Xの破綻の教訓なども含め暗号資産市場の動向が議論された。暗号資産企業と中核的な金融市場や金融機関との結びつき増大により波及効果のリスクが高まる。メンバーはこの問題への対応が重要だとして、規制・監督・監視の国際的な枠組みの提言に関する作業プログラムが急務だと強調した。F S Bは提言に対する市中協議へのフィードバック（一月に結果を公表済）を踏まえ、年央までの最終化を目指している（図表4）。

暗号資産のエコシステムでは、DeFiが急成長

図表4 暗号資産関連の規制・監督・監視の市中協議フォローアップ

市中協議に対するフィードバックに照らした提言の最終化	
市中協議へのフィードバックに照らし、必要に応じて基準設定主体（CPMI、FATF、IOSCO、BCBC）と協議し、提言（案）を修正し最終化する	2023年央 まで
暗号資産の活動に対する国際的な規制と監督のアプローチについての協調を継続する	
FSBは暗号資産の活動に対する国際的な規制と監督のアプローチが包括的で整合的かつ補完的であることを確実にするために協調を継続する DeFi（分散型金融）から生じる金融安定へのリスクの可能性についてのFSBの分析結果に応じ、追加の政策作業が必要かを検討する	2023年末 まで
提言の実施状況をレビューする	
FSBは関連する基準設定主体及び国際機関との協議を踏まえて、FSBメンバー法域での提言の実施状況に関するレビューを実施し、提言を改訂する必要性を評価する	2025年末 まで

〔出所〕 FSB “Regulation, Supervision and Oversight of Crypto-Asset Activities and Markets Consultative document” Oct, 2022 Table2より作成

し、伝統的な金融システムの複製を目指して暗号資産市場で様々なサービスを提供している。FSBは、DeFi固有の脆弱性指標を含めるように暗号資産の監視枠組みを強化し、DeFiと伝統的な金融システム、実体経済及び暗号資産エコシステムの相互関連性を測定、監視するためにデータギャップを埋めるアプローチを探究する。

(2) NBFIIの強靱性向上

FSBはNBFIIの強靱性向上のための分析と政策対応の検討をしてきた。今後の作業計画は図表5の通りで、MMFとオープンエンド型投信などにはIOSCOと協調して対応する。また、証拠金請求に関してはプロセス改善による市場参加者の備えの強化を目指す。

中核的な債券市場については、二〇二二年一月に「コア国債市場における流動性に関する報告

図表5 FSBのNBFI作業計画で予定されている成果物

トピック	概要	時期
MMFと短期資金 市場の強靱性	FSBはIOSCOと協働しFSBメンバー法域で採用されたMMF政策手段を評価する	2023年末
	FSBはIOSCOと協働し、MMF改革の金融安定のリスクへの対処としての有効性を評価する	2026年末
	FSBとIOSCOは短期資金市場の機能と強靱性を向上させる作業を実施する IOSCOはFSBの報告書の枠組みと政策手段に照らして、MMFに関する政策提言を再検討する	2023年末 未定
オープンエンド型 ファンド（OEF） の流動性リスクと その管理	FSBはIOSCOと協議しOEFの流動性ミスマッチに関する2017年の提言を改訂	市中協議報告書2023年中央 最終報告書は2023年後半
	IOSCOは、2018年のIOSCOの提言と付随するグッドプラクティスの修正により、改訂されたFSBの提言を運用可能にする	未定（FSBの提言の改訂 以降に実施）
	IOSCOはFSBと協議し、改訂されたFSBの提言を補完するために流動性管理手段の詳細な指針を開発する	市中協議報告書2023年中央 最終報告書は2023年後半
	FSBはIOSCOと協議し、OEFの流動性ミスマッチ、LMT（流動性管理手段）の使用及び付随する金融安定リスクに関する認識されたデータギャップを解消することに焦点を当てたパイロットプログラムを開始する FSBとIOSCOは、OEFのストレステストのデザイン／使用に関する各国当局の経験についてのワークショップを組織する	2023年にパイロットプロ グラム、必要に応じ2024 年にフォローアップ作業 2023年後半／2024年初期
証拠金償行	BCBS、決済・市場インフラ委（CPMI）、IOSCOとFSBは、清算集中市場の透明性、市場参加者の流動性への備え及び流動性開示、規制上の報告でのデータギャップ、変動証拠金のプロセス及び当初証拠金の市場ストレスへの応答性に関するフォローアップ政策作業を実施する	2023年及びそれ以降
ノンバンクの レバレッジ	FSBはIOSCOと協議し、NBFIのレバレッジに伴う脆弱性を評価し、必要なら対処する作業を実施する	2023年及びそれ以降
NBFIでのシステ ミックリスクの 見方を開発	FSBはNBFIの脆弱性の評価を強化し、G20のNBFI改革の実施状況を報告する	2022年及びそれ以降
	FSBは、NBFIに関する作業からの発見事項を反映して、改訂したグローバルモニタリングレポートを公表する	2022年及びそれ以降
NBFIのシステ ミックリスクに対 処する政策を開発	FSBは、NBFIへの取組みに関する主要な発見事項とNBFIのシステミックリスクに対処する更なる政策提言報告書を公表する	2023年第4四半期

〔出所〕 FSB “Enhancing the Resilience of Non-Bank Financial Intermediation: Progress report”, November 2022, Table1より

書」を公表しており、各国で異なる状況も考慮しつつ流動性提供の強靱性向上のための作業を進める。加えて、データギャップの解消とNBFIの脆弱性の監視強化を促すと共に、隠されたレバレッジの分析を計画している。

(3) 気候関連金融リスクへの対応

FSBは気候変動に関する様々な取組みでの国際的な協調に努めており、「気候変動に伴う金融リスクに対処するためのFSBロードマップ」進捗報告書を年次で公表し、①開示、②データ、③脆弱性分析、④規制・監督の実務と手段の四分野の進捗状況と今後の取組みをまとめている。二〇二三年もこれを継続する。

開示では、ISSBの気候関連開示の基準が二〇二三年前半に最終化される予定で、その後各国で対応が進むと期待される。⁽⁷⁾ バゼル委員会も、

二〇二三年～二〇二四年課題の一つに気候関連金
融リスクへの対応を取り上げ、ISSBの取組み
に基づき、それを補完する銀行固有の「第三の
柱」での開示要件の開発を目指している。

各金融機関及び金融システム全般についての気
候変動による脆弱性の分析には、シナリオ分析の
高度化が必要である。NGFSは気候シナリオを
改訂して毎年公表することを計画している。FS
BはNGFSと協力して、メンバー各国が気候シ
ナリオ分析の高度化に取り組むことを促進し、支
援する方針である。

(注)

- (1) 本稿はFSBの年次報告“Promoting Global Financial Stability: 2022 FSB Annual Report”November, 二〇二二)に
本会合開催についてのプレスリリース“FSB Plenary meets
in Basel” December, 二〇二二などに基づいている。
- (2) FSBの脆弱性評価枠組みについては、拙稿「FSB

(金融安定理事会)の二〇二一年の活動と二〇二二年の計
画」当研究所証券レビュー二〇二二年三月で紹介した。

- (3) 新型コロナウイルス対応の「FSB原則」は、①各国間の協力を
促し、②金融部門の安定と実体経済への寄与を確保、③合
意された国際基準に則って金融機関と当局の負担を軽減、
④強靱性を提供し競争条件の均衡を維持、⑤適切な時点での
の正常な状態への円滑な復帰を目指す、としている。

- (4) 詳細は不明だがFSBのサイトによれば「Russian auto
rities have agreed not to participate in FSB meetings at
present (ロシアの当局は、現在、FSBの会合に参加しな
いことに合意している)」とのことである。

- (5) FSBのNBFIへの取組みは、拙稿、「FSBのノンバ
ンク金融仲介(NBFI)の強靱性向上…進捗報告書」の
紹介」、当研究所トピックス、二〇二二年二月参照。

- (6) クノットFSB議長は今年一月に行ったスピーチで、こ
の三つはFSBの優先課題だとしている。Speech by Klaus
Knot “Daring to know in times of uncertainty and struc-
tural shifts” 24 January 二〇二二を参照。

- (7) 日本は、ISSBの公開草案を参考にして、サステナビ
リティに関する企業の取組みの開示を含めるように「企業
内容等の開示に関する内閣府令」等を二〇二三年一月末に
改正している。なお、金融庁は、ISSB基準の最終化や

F S B（金融安定理事会）の二〇二二年の活動状況と二〇二三年の課題

図表6 2023年、インド議長国の下でのG20向けFSBの報告書(予定)

時期	報告書
2月	商品市場における金融安定の側面 分散型金融（DeFi）の金融安定上のリスク クロスボーダー送金の改善に向けたG20ロードマップ：G20目標達成のための優先アクション
4月	サイバーインシデント報告の収斂の達成－最終報告及びサイバーインシデント報告交換（FIRE）のフォーマット
7月	暗号資産と市場に関する規制・監督アプローチ最終提言 グローバル・ステーブルコインに対する規制・監督アプローチ最終提言 サードパーティリスクと外部委託－市中協議文書 気候変動に伴う金融リスクに対処するためのFSBロードマップ：年次進捗報告書オープンエンド型ファンドの流動性ミスマッチへの対応に係るFSB提言の改訂－市中協議報告書
9月	暗号資産のマクロ経済及び規制上の観点についてのFSB及びIMFの統合ノートノンバンク部門におけるレバレッジの金融安定への影響 ノンバンク金融仲介（NBFI）の強靱性向上：進捗報告書
10月	グローバルな金融安定を促進する：2023年FSB年次報告書 気候関連情報開示についての年次進捗報告書 クロスボーダー送金の改善に向けたロードマップに係る年次進捗報告書

〔出所〕 クノットFSB議長のG20蔵相・中銀総裁会議向けレターの付表、2023年2月

(8)
日本のSSBJ（サステナビリティ基準委員会）で策定される整合的な国内基準の内容を踏まえた開示原則の検討を行う考えだとしている。
G20蔵相・中銀総裁会議に向けたクノットFSB議長のレターに二〇二三年に公表を予定するG20向け報告書のリストが添付されていたので紹介したい（図表6を参照）。

（さしだ あきお・当研究所特任リサーチ・フェロー）